

営 第 5 2 6 号  
令和 2 年 3 月 3 0 日

一般社団法人 新潟県建築士事務所協会 様

新潟県土木部都市局営繕課長



**「官庁施設の設計業務等積算基準」等の改定に伴う  
設計業務等委託料算定方法の改定について（お知らせ）**

日頃より当県の営繕行政の推進に御協力いただきありがとうございます。

当課では、国土交通省大臣官房官庁営繕部による「官庁施設の設計業務等積算基準」及び「同要領」を設計業務等の委託料の算定において適用してきました。

国土交通省大臣官房官庁営繕部により平成 31 年 1 月 21 日付けで「官庁施設の設計業務等積算基準」及び「同要領」が改定されたことを受け、当課でも改訂後の「官庁施設の設計業務等積算基準」及び「同要領」に基づいた設計業務等の委託料の算定を行うこととし、令和 2 年 4 月 1 日以降に入札手続又は選定手続を行う設計業務等に適用することとしましたので、貴法人の構成員に御周知くださるようお願いいたします。

なお、改定の概要については別添国土交通省の「官庁施設の設計業務等積算要領」の改定概要を御参照願います。

**発信担当**

新潟県土木部都市局営繕課

建築調整班 京谷、須藤

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

TEL : 025-280-5446 (ダイヤルイン)

FAX : 025-285-6840 (営繕課内)